

確認申請に添付するチェックリスト（エレベーターの単独申請）

注）図面番号欄に、計画するエレベーターの設計図書に明示している図面番号を記載して下さい。
 確認審査欄には、何も記載しないでください。

設計図書の種別	適用される規定	明示すべき事項等	図面番号	確認審査
各階平面図	法第341項第1項	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置		
	法第36条（建築設備）	令第129条の3第2項第一号 1413号第1第二号	エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造	
		令第129条の9第三号	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	
		令第129条の9第四号 令第129条の9第五号	エレベーターの機械室の出入口の構造 エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	
昇降機の構造詳細図	法第341項第1項	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造		
床面積求積図	法第36条（建築設備）	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式		
エレベーターの仕様書	必須記載項目	昇降行程 エレベーターのかごの定格速度		
	令第129条の6第五号	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員		
エレベーターの構造詳細図	令第129条の4第3項第一号、令第129条の6第一号	エレベーターのかごの構造		
	令第129条の6第三号、令第129条の7第一号	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造		
	令第129条の6第四号	非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造		
	令第129条の6第五号	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置		
	令第129条の8第1項 令第129条の8第2項	エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法 エレベーターの制御器の構造		
	令第129条の10 1429号 1423号	エレベーターの安全装置の位置及び構造		
エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	令第129条の7第三号	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離		
	令第129条の7第四号	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造		
	令第129条の9第二号	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離		
	令第129条の9第五号	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	令第129条の4第2項第一号	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力		
	令第129条の4第2項第二号 1414号	主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度		
	令第129条の4第2項第三号 1414号	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度		
エレベーターの荷重を算定した際の計算書	令第129条の4第2項第四号 1414号	独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度		
	令第129条の5第1項	エレベーターの各部の固定荷重		
	令第129条の5第2項 1415号第1項	エレベーターのかごの床面積 エレベーターのかごの積載荷重及びその算定方法		
エレベーターの使用材料表	令第129条の6第二号、令第129条の7第二号	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別		
	令第129条の9第四号	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料		
令第129条の2の5第1項第三号ただし書の認定を受けたものとする構造の昇降機の昇降路内に設ける配管設備		令第129条の2の5第1項第三号ただし書に係る認定書の写し		
令第129条の4第1項第三号の認定を受けたものとする構造のかご及び主要な支持部分を有するエレベーター		令第129条の4第1項第三号に係る認定書の写し		
令第129条の8第2項の認定を受けたものとする構造の制御器を有するエレベーター		令第129条の8第2項に係る認定書の写し		
令第129条の10第2項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエレベーター		令第129条の10第2項に係る認定書の写し		